

## 時論

### 現実味を増すグローバル法人課税の転換点

グローバル法人課税の国際協議が大詰めを迎えている。OECDとG20が主導する国際的課税回避、いわゆる「BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)」への対応である。昨年末の期限が延期され、今年半ばまでの決着を目指しているが、ここに来て合意に向けて大きく前進しつつある。

最大のポイントは米国の方針転換にある。従来はトランプ政権のもと、米国企業の増税につながる内容に反対し骨抜き(適用除外)案を公表するなど、消極方針を貫き、交渉遅延の原因にもなった。但し、今年に入ってバイデン政権に転じて以降、国際協議の場に復帰し、適用除外案を撤回した上で意欲的な新提案を提示するなど、交渉を先導しようとする姿勢が鮮明になった。最終合意に至るまでにはまだ紆余曲折がありそうだが、グローバル法人課税が一大転換点を迎える可能性は高まっている。

数年来のグローバル法人課税見直し議論の問題認識は次の3点に要約できる。

第一に、経済のデジタル化で国境を越えるオンライン事業が急拡大し、巨大なプラットフォームが世界各国で利益を上げているにも拘らず、市場となっている国では子会社など物理的な拠点がなく、法人税を課税することができなかったことである。その結果、英仏伊などは個別に和解を結んで追加納税させると共に、最近では単独でデジタルサービス税を導入する動きが広がっている。

第二に、デジタル経済のもと、運営ノウハウや顧客データなど「無形資産」が価値を生むようになったが、これら資産は簡単に所在地を変更できるため、低課税国に移転することで合法的な課税逃れを行う事例が増加していることである。BEPSの「包摂的枠組み(Inclusive Framework、以下IF)」事務局は、グローバル法人税の4～10%に相当する年間1,000～2,400億ドルの税収が失われていると試算している。

第三に、こうした状況の中、企業を誘致したい国が先行して法人税率を引き下げた結果、企業の流出を避けたい国も追随して法人税率を引き下げざるを得なくなり、世界的な法人税の引き下げ競争、いわゆる「底辺への競争」が激しさを増していることである。実際、OECD諸国平均の法人税率は1980年の46.3%から2020年には23.3%と、ほぼ半分の水準になっている。

これらの問題はいずれも、現存のグローバル法人税制がデジタル経済の変化に対応できず、制度疲労を起す中で、しびれを切らした各国当局が独自のアドホックな制度・対策を導入した結果、事態がより混乱するという悪循環に陥っていることを端的に示している。

こうした現状を打開するため、IF事務局が昨年10月に再整理した見直し案は「二つの柱」からなる。

第1の柱は、従来の「PE原則<恒久的施設(Permanent Establishment)なくして課税なし>」絶対主義を修正し、消費者やユーザー参加型のビジネスモデルが生む価値に対し、市場国にも売上高比例で税収を配分するという内容である。対象はオンライン広告などの「デジタルサービス」に限らず、フランチャイズなど「消費者向け事業」も含み、一定規模以上の大企業が得る「超過利益」に課税する仕組みである。

第2の柱は、外国子会社の税負担に世界共通の「最低税率」を導入し、その水準を下回る場合は親会社国で不足分を追加課税できるという内容である。その結果、最低税率以下の軽課税は意味がなくなり、課税回避行為や税率引き下げ競争に歯止めが掛かることが期待される。最低税率は未定であるが、欧州の代表的タックスヘイブンであるアイルランドの法人税率12.5%が意識されている。

この提案が画期的なのは、実現すれば①1928年の「国際連盟モデル租税条約」に起源を持つ「PE原則」にほぼ百年ぶりに修正が掛かるということ、②IFに参加する百を超える国々でグローバル法人課税に関する一定の「公正な競争条件(レベル・プレイング・フィールド)」が確保されるということにある。

IF事務局は見直し案と同時に効果測定結果も公表している。それによれば、第1の柱の税収再配分は全体で1,000億ドルに達し、両柱合算での増収効果(第2の柱と類似の米国税制込み)は最大で1,000億ドルを上回ると見積もられている。一方で、実効税率上昇に伴う景気への悪影響はグローバルGDPの▲0.1%未満に止まるとの結果である。経済厚生改善効果としても画期的な内容になっている。

ただ、よく練られた原案ではあるものの、問題がない訳ではない。第一に、仕組みの複雑さである。特に、第1の柱は対象ビジネスの線引きが曖昧であり、「超過利益」の算定割合と各国への配分比率次第で税額が大きく変動する。結果として、企業の遵守コストと当局の監視コストが嵩むことが懸念される。第二に、既存ルールとの整合性である。グローバル法人課税は、これまでからBEPSの勧告に従って各国で制度変更されてきており、併存することで二重課税の問題が生じるリスクがある。さらに、今回の見直し案が合意された場合、既存のデジタルサービス税の廃止を徹底できるかどうかも課題である。

そこで、米国が打ち出した新提案の骨子は、①第1の柱の対象をプラットフォームに限定せず、年間売上高200億ドル以上の多国籍企業100社程度に絞り込むこと、②第2の柱の最低税率を米国内ルールと平仄を合わせ21%とすることである。その狙いは原案の簡素化を前面に出しつつも、米国内の事情にも配慮することである。すなわち、米国デジタル企業への狙い撃ちは避けつつ、コロナ対策の財源と見込む法人税率引き上げ(21%→28%)に対する世論や議会の支持を得るため、グローバルな最低税率導入を実現することにより、米国企業の国際競争力維持をアピールすることである。推進役のイエレン財務長官も、最低税率の導入により「底辺への競争」に終止符を打つべきだと訴えた。

対する欧州各国にも交渉力学が働く。独仏財務相は新提案に賛意を表明すると共に、選挙を控え政局が流動化する可能性のある秋口までの期限内合意を望んでいる。EU当局者は米国の方針転換は「ゲームチェンジ」に当たると歓迎した。1980年代前半に引き下げ競争の口火を切った英国は3月に法人税率引き上げ(19%→25%)を公表済みであり、国際合意は「渡りに船」の状況にあろう。一方で、仏政府にはEU域内での結束を尊重し、最低税率はアイルランドの12.5%にしたいとの思惑がある。当事者のアイルランドも難色を示している。足元、米国は15%以上を下限とする譲歩案を示し、交渉加速を促した。

いずれにしても、最も力を得たのはIF事務局ではないだろうか。積年の膠着状態を一気に打開できる展望が開けた。交渉に参加する大多数の国にとっても、まさに千載一遇のチャンスである。

社会・経済環境の変化としても、2020年のダボス会議が主導した「ストックホルダー資本主義からステークホルダー資本主義」へのガバナンス改革が、株主利益ありきの行き過ぎた課税逃れの抑止力となり、適正利益に見合った適正な税負担を受け入れる素地ができつつあることは間違いない。IF事務局は予め、今回合意に達せず個別課税と報復関税が拡散する最悪シナリオでは、グローバルGDPが最大で▲1.2%落ち込む可能性があるとの試算を明らかにしている。交渉期限となる7月上旬のG20財務相・中銀総裁会合に向け、まずはグローバル法人課税を舞台に国際協調の再強化が問われている。

(上席理事 調査部 主管 井上 一幸 : Inoue\_Kazuyuki@smtb.jp)

※ 調査月報に掲載している内容は作成時点で入手可能なデータに基づき経済・金融情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解を示すものではありません。